

樹木等の適切な維持管理（お願い）

道路上に樹木等が覆いかぶさると、自動車や歩行者等の通行阻害や道路標識、カーブミラー等の道路施設を見えにくくして、事故の原因にもなりかねません。民地にある樹木等は土地所有者の管理物です。道路上に張り出した樹木等が原因で事故が発生した場合、その土地所有者が責任を問われることもあります。通行者の安全と事故防止のためにも、土地所有者の責任で道路上に張り出した樹木等の伐採や剪定等の適切な維持管理をお願いします。道路交通に危険が迫っている場合は、緊急措置としてやむを得ず、道路管理者が該当樹木等を伐採することもあり、伐採した樹木等をその土地に置かせていただくこともありますので、ご理解をお願いします。

【関係法令】

①道路の建築限界（道路法第30条・道路構造令第12条）

自動車や歩行者の安全な通行を確保するためにも、電柱、信号機、樹木等が道路上に入ってしまういけない空間を「建築限界」として法で定められています。高さについて車道の場合は「4.5m」、歩道の場合は「2.5m」の範囲に樹木等が道路に張り出していると「建築限界」を侵している可能性があります。

※道路上にはみ出た樹木等は通行を阻害し、道路標識等が見えにくくと交通事故の原因にもなりかねません。



②道路に関する禁止行為（道路法第43条）

何人も道路に関し、下記に掲げる行為をしてはならない。

一 みだりに道路を損傷し、または汚損すること。

二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造または交通に支障をおよぼすおそれのある行為をすること。

●問合せ 建設課 ☎82-1222

広告旗や立看板などの屋外広告表示にご注意

東秩父村は「埼玉県屋外広告物条例」の適用区域です。

屋外広告物の規制には、「禁止地域」、「禁止物件」、「禁止広告物」などがあります。

県道・村道に面するガードレールや歩道柵などに許可なく「広告旗（のぼり旗）」や「看板」などを表示することは「禁止」と定められていますので、表示する際はご注意ください。

ただし、多種の適用除外があり、表示が可能なものもありますので、事前にご相談ください。

●適用除外の例 「村との共催により実施されるもの」

なお、禁止地域や物件などに表示されていた場合、関係者に撤去のご連絡をさせていただきますので、ご理解ご協力の程よろしくお願いします。

●問合せ 建設課 ☎82-1222

公民館講座「笑いヨガ体験教室」

●日 時 2月19日、26日、3月5日（木）午後1時30分～午後3時

●講 師 山口 有香氏

●場 所 コミュニティセンター「やまなみ」 大ホール

●募 集 人 数 15名（村内在住または在勤の方）

●持 ち 物 敷物（ヨガマットまたはバスタオル）、汗拭きタオル、飲み物

●参 加 費 無料

●申込方法 2月6日（金）までに、電話または2次元コードから教育委員会へお申し込みください。

●問合せ 教育委員会事務局 ☎82-1230

